

議会活性化 特別委員会会議録

令和4年7月20日(水)午後1時30分
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

議会活性化特別委員会

日 時：令和4年7月20日（水）

午後1時30分～

場 所：3F 議会委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

- 1) 第8回議会報告書資料（案）について
- 2) 来年度以降の議会報告会の内容について
- 3) その他
 - ・映像配信について

4 閉 会

出席議員（9名）

1番	山崎晴生君	2番	真家功君
3番	戸田見良君	4番	香取憲一君
5番	長津智之君	7番	鈴木俊一君
9番	植木弘子君（委員長）	10番	石井旭君（副議長）
12番	長島幸男君	19番	荒川一秀君（議長）

欠席議員（2名）

6番	島田清一郎君	8番	村田春樹君（副委員長）
----	--------	----	-------------



議会事務局職員出席者

局長	戸塚康志
次長	林美佐

午後1時30分 開会

◎開議の宣告

○委員長（植木弘子君） 皆さん、こんにちは。今日の欠席議員が村田副委員長と島田委員、時間遅れてということで戸田委員が後ほど出席という形になりますので、暑い中ご参集賜りまして、ありがとうございます。

副委員長がいないので、そのまま協議事項のほうに入らせていただきたいと思いますので、今日はお世話になりますが、よろしく願いいたします。



◎報告事項

1. 第8回議会報告書資料（案）について

○委員長（植木弘子君） それでは、協議に入ります。タブレットの準備はよろしいですか。こちらの次第に沿って、協議事項進めさせていただきたいと思います。

まず、1つめの第8回議会報告書資料につきまして、協議したいと思います。

ページ数が約25、6ページあると思いますが、もう少し早めに皆様のお手元にお届けしたかったのですが、ギリギリになってしまいましたので、今多少1、2分ほど時間取りますので、資料のほうまだ目を通されていない方は一度目を通していただいて、それでお気付きの点がありましたら挙手にてご意見を賜りたいと思いますので、今1、2分時間を取りますので、ご一読いただきたいと思いますので、お願いいたします。事務局のほうで、改めて説明等とかっていうのは大丈夫ですか。

林議会事務局次長。

○議会事務局次長（林 美佐君） 昨年の資料を基にしまして、あとは各委員会、特別委員会からいただいた原稿を基につくっております。一番最後のページのコロナ関係のページにつきましては、昨年度に比べまして簡単なものを載せてありますので、ご覧になっていただければと思っております。以上です。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。

○12番（長島幸男君） 委員の写真は白黒なの。

○委員長（植木弘子君） 事務局のほうで、カラーのほうが可能でしたらホームページのほうは、紙媒体全部がカラーという予算がかかってしまうので白黒になりますが、ホームページのほうにアップするのはカラーが可能でしたらば。

○議会事務局次長（林 美佐君） 申し訳ありません。総務常任委員会、文教福祉常任委員会、

産業建設常任委員会のお写真については、カラーの画像がございますので、そちらに差し替えますので申し訳ありません。

○委員長（植木弘子君） 常任委員会の写真のほうはカラーということであります。

あとだいたいお時間経ちましたので、皆様のほうで何かお気づきの点等がありましたらお願いしたいと思います。文言についての細かい部分につきましては、ここでもむのではなく、訂正とかそういった部分につきましては、事務局のほうに後ほどお伝えいただければと思いますので、全体的な部分での確認でご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

石井委員。

○10番（石井 旭君） この議会報告会資料なんですけど、令和3年度までのですよ。令和4年になってからののも載せるのですか確認で。

○委員長（植木弘子君） もともと議会報告会の代わりということなので、議会報告会は今まで8月ということなので、前年度の9月、12月議会と次年の3月、6月議会までの1年間を載せるというような区切りでそのまま作成しておりますので、年度がまたいでいる形になっております。

○10番（石井 旭君） 6月までということですね。分かりました。

○委員長（植木弘子君） 香取委員。

○4番（香取憲一君） 質問というか、少し逸脱してしまうのですが、24ページの羽鳥駅周辺整備事業の写真がありますよね。これはドローンで撮影したのですか、凄いなと思って。

○委員長（植木弘子君） 協議内容とずれていますので、事務局答えられますか。あとでそれに関しては調べておきますので。

○4番（香取憲一君） すみません。

○委員長（植木弘子君） 特別皆様のほうからないようでしたら、このような形で今回出させていたくような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（植木弘子君） こちらの資料のほうの案をなくしまして、議長のほうに提出させていただきますまして、議員皆さまのタブレットのほうに送らせていただいたあと、ホームページにアップ、また各庁舎等に紙媒体を配布というような形で8月中にはできると思いますので、そのような計画で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では議会報告につきましては、以上になります。



2. 来年度以降の議会報告会の内容について

○委員長（植木弘子君） 続きまして、来年度以降の議会報告会の内容について、協議を進めていきたいと思っております。この件につきまして、前回皆様それぞれ各自治体の動画等をご参照いただいてこの7月の協議会のほうに、委員会のほうにご参加いただきたいということでお話させていただきました。今の段階で7月皆様さんお忙しかつたと思っておりますので、私この辺りかなとお勧めがあるので、今5分ほど皆さんに見ていただいてという形をとらせていただきましたと思うのですが、よろしいでしょうか。タブレットのほうでページは戻していただきまして、YouTubeのほうになるんですけども、茨城県古河市議会報告会ということで、令和4年度の報告会が5月に行われているんですけども、そちらのほうの動画のほうを動画配信しておりますので、Googleを開いていただきたいんですけども。

〔「視聴中」〕

○委員長（植木弘子君） だいたい飛ばし飛ばし見ていただけただけでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（植木弘子君） だいたいご確認いただいたでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。これ見ていただいたのは、小美玉市議会と同じような形で、今紙媒体で出している内容に沿ったような形でそれを映像化しているというのが古河市だったので、是非古河市のものを皆さんに見ていただきたいと思ひまして、だいたいこのような形で初めはスタートなのかなと思っております。次年度ということになりますので、まだ期間がありますので、このようなことを踏まえながら、今後皆様のご意見をいただきながら形にしていければいいなと思っておりますので、今日結論が出せる状態ではないと思ひますので、こういったものベースに今後検討を進めていきたいと思ひますので、そういう形で議会報告の内容というのはお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。この動画配信今見ていただきましたのに関係するので、本市の議場のシステムというか、入札が決まったということなので、そのへんについて事務局のほうから一旦報告という形をお願いしたいと思ひます。

○議会事務局次長（林 美佐君） 映像配信についてですが、6月の定例会において、補正予算のほうを映像配信システムの導入年間費用につきましてご承認いただいたところでござい

ます。その後ですが、7月12日先週なんです、指名競争入札を行いまして、業者のほう、株式会社会議録研究所に決まりましたのでご報告いたします。県内で言うと、かすみがうら市とか鉾田市、先ほど見た古河市など映像配信システムの実績がある会社でございます。前回もお話をしましたが、内容としましては、本会議の中継及び録画を市議会のホームページから議会中継として、インターネット配信ができるようになることと、採決のシステムの導入ということで、システムの構築をしていただく形となっております。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。システムの導入の会社が決まったということで、映像配信はまた別という形になるので、そちらが決まらないと実際どのような形でできるのかというのが進められないので、そちらもまた決まりましたら、報告会の動画配信については先ほども言いましたように、検討していきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。実際の報告会の内容につきましては、そのような形になりますが、議会報告の要綱につきまして、議会条例7条の修正と、要綱につきまして、事務局のほうと準備をしてたたき台をつくらせていただきまして、タブレットのほうに入れさせていただいておりますので、そちらのほうは先に決めることができますので、今日皆さんにそのたたき台を基に協議していただいて決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。タブレットのほうは先ほどの特別委員会の資料のほうに戻っていただきたいと思っておりますのでお願いします。資料2のほうに、小美玉市議会基本条例第7条改正案たたき台という形で、皆さんのタブレットのほうに送らせていただいております。今まで議会報告会7条ということで、文言飛ばしますが、議会報告会を年に1回以上開催する。ただし災害その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。ということで、議会報告会を年に1回以上開催する。この部分を改正していけばいいのかなということで、案として下の赤字にありますように、第7条議会は市民に対して議会の結果を報告し、より開かれた議会を推進するため議会報告を実施する。ただし災害、その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。ということで、改正等はあえて示しませんでした。2点目に、議会報告に関することは別に定めるということで、要綱を示すという形で明文化させていただいております。このようなたたき台という形でお示しさせていただきましたので、皆様のほうでご意見等ありましたら、お願いいたします。

長島委員。

○12番（長島幸男君） 2の議会報告に関することは別に定める。これは今要綱かなんかという話ですが、これは具体的にどういうものか決まっているんですか。

○委員長（植木弘子君） これは要綱を示しております。今までは議会報告会の要綱はあったんですけども、そっちを振るような形で明文化されていなかったもので、きちんと要綱をついている以上こういった文章を加えたほうがいいのではという判断で、あえて入れさせていただいております。

○12番（長島幸男君） 私も要綱のほうはあるのはあるけど、詳しくは見ていないのですが、そちらを訂正というか、そういうものはしなくても大丈夫なのかな。

○委員長（植木弘子君） 訂正するのは今から協議させていただくのに、たたき台としてこの次のページに参考資料として入れさせていただいております。今までの従来の議会報告会の要綱という形なので、あくまでも会を開くことを前提として、会をどういった形で開いていくかということをも明文化されている要綱になるので、これからの小美玉市議会がやっっていくとする議会報告とは内容が沿わないので、改めて要綱という形で作成するように、今皆さんに協議を進めていただくところです。

○12番（長島幸男君） わかりました。この要綱よく見て皆さんで検討ということですね。

○委員長（植木弘子君） お願いします。鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） 7条のたたき台のところで、文言が変わったことによってたたき台の改正前ですね、改正前の現在の状況だと年1回以上開催するということは義務なんですね、読み方的に。ところが改正案の場合には実施するということは、権利に代わってしなくてもいいという解釈もできるんです。その場合にただし書きがあるとただし書きは権利なので、必要ないんじゃないかと。ただし以降はこういう文言に変えた場合にはいらないと思います。ところが、今度実施要綱のほうのたたき台のほうを確認すると、第2条において、決算に関する議案について審議した定例会終了後、その他議長が実施すると書いてあるということは、今度はこの7条と要綱のほうで整合性がとれなくなってしまう。だから順番どういうふうにやって決めていくかにもよると思うのですが、義務じゃなく毎年1回以上やるという義務じゃなくなった場合には、こっちの実施要綱のほうの第2条のほうの文言も変えていく必要があるんじゃないかなと思います。なので、まず改正案のほうのただし書きを削除して、それに合わせてこの7条を基にして要綱をつくるとなると、読み方的に言えば議会報告は毎年やる必要がなくて、そのとき適宜必要だという時期にすればいいということになるので、決算に関する審議の定例会終了後というのを削除して、随時必要と議長が認める時期に実施するという形のほうがシンプルになるのかなと思います。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。石井委員。

○10番（石井 旭君） 今の鈴木さんの話だと議会報告会をやるという方向なんで、これを見ると議会報告会はもうやらないで、報告を実施するだからそれは違うと思うんだよね。議会報告会はもうなくなったわけだから、それじゃないと思う。そこまで変えなくてもいいんじゃないかなと思います。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。今までの委員会で皆さんからいろいろご意見いただいたときに、年1回という回数に関して、年1回に限らず何年間に1回でもいいんじゃないかというご意見、また、年何回か設けてもいいんじゃないかというご意見もありましたので、そのへんがあったので、あえてたたき台という形だったので、回数を示さないで示させていただきました。その辺も皆さんにご検討いただければと思います。

長津委員。

○5番（長津智之君） この7条の件、これは報告会を開催する条項じゃないんでしょ、7条は。それをきちんと整理しないと、鈴木さんは勘違いしちゃうから、これを決めないと次の要綱がきちんと決めていかないと要綱が違ってきちゃうのが当たり前になっちゃいますから、そこを整理して進めたほうがいいと思います。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。石井委員。

○10番（石井 旭君） 今ほぼ同じでありまして、ここの7条のたたき台改正案のところで、上は議会報告会でありましたが、改正は議会報告であるのであくまでも報告で、さっきのユーチューブでやるとかもうそちらにいつているんで、報告会はやらない方向で今まで進んできていたので、あくまでも議会報告はしていこうということだから、人を集めても人は集まらないし、コロナもなかなか収まらないなかでいくのであれば、回数も1回今まではやらなくてはならない、鈴木さんが言ったようになっていて、基本、下にしていこうというのが今までの流れなので、皆さん納得していれば次の要綱のほうに変更でよろしく願います。

○委員長（植木弘子君） 荒川議長。

○議長（荒川一秀君） 前の7条は、やらなくちゃならない義務感になってましたよね。だから義務感、もし災害のときはやらなくていいよという訂正の内容になってくる。だからやらなくなれば災害は今度やらなくなってくる。ただし書きのほうはいらなくなってくるというような。だからそこをきちんと7条今長津くんが言ったように、7条のほうできちんと整理すれば要綱はその次だからね。条例の次だからね要綱は。優先順位でやってもらって。

○委員長（植木弘子君） 長津委員。

○5番（長津智之君） 自然と要綱のほうが訂正案になってくると思うので、そういう意味で。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。条例のほうで第7条ということで、議会報告会という形でなっているので、そうなるとう務的な部分になるので、わたし知識が足りないんですけども、7条の議会報告会自体をなくしてというような形になって、議会報告という形での条文を、7条ではあくまでも議会報告会についての文言になるので、第7条自体を削除して追加の第何条という形で議会報告というような形でこの下の議会報告という形での第7条となっていますけども、これが何条という形で文言を入れるという形になってくるかと思ひます。そうなった場合は先ほども言ったように、回数を義務化として示すべきか、そこまで入れる必要がないかというのも皆さんのご意見をいただければと思ひております。基本的には予算決算先ほど鈴木さんが言ってくれたように、予算決算とおしての1年間を皆さんに報告はしていなくてはという思ひはありますが、そのへん踏まえてご意見いただければと思ひます。

荒川議長。

○議長（荒川一秀君） 何回もマイク持って悪いんだけど、報告会ができなくなっちゃっても困るんだよね、ある意味逆に。なんかの拍子、角度で報告をしたくてもされないような条項になっちゃっても困るんだよね。そのへんのところ条文中身をもう少し練ってもらって、改正案のほうの、議会は市民に対し議会の結果を報告することができる。そういうふうにしとけばいつでもできるし、やらなくてもいいということだし、そういうニュアンスでもって深みのある。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。そうなるとう改正案にある文言で、ただし災害や云々というのを削除すれば、今議長がおっしゃってくださった内容には沿っていくような。どういった方法とかそういうものも明示されていないので、議会の結果報告し、議会報告を実施するという文言は入っているので、それで可能なのかなと思ひますが。

香取委員。

○4番（香取憲一君） 合致するかどうかわからないのですが、必要に応じという言葉はどうかかなと。議会報告を必要に応じ実施するという。

○10番（石井 旭君） 議会報告はするからね。

○4番（香取憲一君） 実施しますよね。

○委員長（植木弘子君） 必要に応じてを入れたらどうかということ。

○4番（香取憲一君） そうです。そうすると、報告はするんですけど、その一文で必ずや

らなくてはいけませんよというところをファジーにするというか、どうなのかなと思って。
それが合致するかどうかわからないのでいかがかなと思って。

○委員長（植木弘子君） わかりました。石井委員。

○10番（石井 旭君） 今のところなんですが、それは入れないほうがいいと思いますね。
議会報告はするわけで、仕方を動画で配信するのか、例えば今回は議長が言われたように、
どうしても人を集めて議会報告会をやりたいと切り替える場合も、両方二刀流もできると思
うので、それは入れないでいて、あくまでも議会報告は毎年するという感覚で、私たちがい
ればいいんじゃないのかなと私は思うんですけど。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。あえて回数も入れないで、でも申し送りじ
ゃないけども、今石井委員がおっしゃってくださったように、基本的には年1回は行ってい
くような心の中で結構ですけども、ていうような形で、先ほど香取委員からありました、必
要に応じてといういろいろな取り方が逆に生じてしまいますので、その文言をあえて入れ
ないで、そういうような形で載せさせていただくような改正ということで、ただしのあとの
2行に関しましてはこれを削除という、全部含まれているので、あと2番の議会報告に関す
ることは別に定めるはこのまま載せるような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり。〕

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。改めて確認させていただきます。改正とい
うことで、議会報告として新しい条として、議会は市民に対して議会の結果を報告し、より
開けた議会を推進するため、議会報告を実施する。2として、議会報告に関することは別
に定める。あとこれ出すときに、7条を削除という形でそういった文言で改めて議会事務局
のほうで。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） その場合になると、述語が2つ入っちゃって、議会の結果を報告しと、
議会報告を実施する。報告報告と、報告を実施するのはおんなじことの繰り返しになっ
ちやうので、なんか文法的におかしいなってところがあると思いますので、報告報告という、報
告を実施するということも、報告しも同じことになっちゃうと思うので、ちょっと工夫が必
要かなと思います。

○委員長（植木弘子君） わかりました。内容変えないで、そのへんの文言を事務局ともんで、
それで議長のほうに出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうかそれで。

石井委員。

○10番（石井 旭君） 鈴木さんが今言われたように、単純に議会は市民に対して議会の結果を、より開かれた議会でを抜いていけばいいのかな。例えばね、そんなふううまくつくってもらえればいいですよ。そういうことですよ。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。結果のあとの報告だけを削除すれば文言として。

○7番（鈴木俊一君） 通じますね。

○委員長（植木弘子君） では、そのような形でお願いします。あと今局長のほうでその点わかりますか、議長がおっしゃってくださった7条をそのまま残して議会報告という形にできるのかということ。

戸塚議会事務局長。

○議会事務局長（戸塚康志君） 条例の改正ですよ。条例ですので、議会の中で改正案を出していただくことになります。これは議員発議になるかと思しますので、賛成議員さんは議会活性化の委員さんになるのかなと思うのですが、それで議員の発議で条例案、新旧対象表もつくるでしょうし、提案を出して決をいただくという形になります。

○委員長（植木弘子君） それと今7条を削除の方法しかないのか、そのへんわかればお願いします。議会報告会を7条そのまま議会報告という文言にそれが可能なのか。

○局長（戸塚康志君） これは同じ7条は残るわけですので、文言の新旧対象改正になりますので、7条はそのまま、ほかの8条以降はそのままですので、7条だけの改正ですから、文言の改正ということで条例改正になります。

○委員長（植木弘子君） 長津委員。

○5番（長津智之君） 局長市議会基本条例の一部改正でしょ。一部改正を特別委員会が発議賛成で出して大丈夫なの議運との絡み。

○局長（戸塚康志君） 議会運営委員会にとおしてからです。

○委員長（植木弘子君） 荒川議長。

○議長（荒川一秀君） もちろんここでたたき案出してもらって、議運かけてから全協やっからじゃないとね。あくまでも議員発議だからといってということで、委員長が賛成者とか、提案者でやっもらって、それは今までどおり。ただ7条を削除すると委員長は言っていたけど、削除しちゃうと7条の下をやつが全部セットになってきちゃうんだよね。だからあくまでも局長が言ったように、正誤表のこっちからこっちに変えますよということで一部の改正でできる。

○委員長（植木弘子君） あくまでも文言のみということでわかりました。すみません。香取委員。

○4番（香取憲一君） ただいまのやり取りも含めまして大変恐縮なんですけど、事務局の皆さんに仕事を増やすようお願いで申し訳ないのですが、我々勉強も兼ねて今言ったように、長津委員のほうからもありました、例えば議会発議、議員発議で条例改正する場合にこのような形で進みますという、我々もおさらいというか、フローチャートみたいのをあとで事務局のほうで、こんな感じでなしていきますというのがわかれば示していただければ我々も復習になると思うので、お願いできないかなと思いはんですが、いかがでしょうか。

○委員長（植木弘子君） 戸塚議会事務局長。

○議会事務局長（戸塚康志君） わかるものを探しまして、お示ししたいと思います。

○委員長（植木弘子君） 委員みんなのタブレットに送ってもらうような形でよろしいでしょうか。お世話になりますが、よろしく願いいたします。では条例のほうは以上のような形で事務局にお世話になりますがよろしく願いします。

次に実施要綱につきまして、あくまでもたたき台ですので、十分にたたいていただければと思いますので、ご意見のほどお願いいたします。

石井委員。

○10番（石井 旭君） 5条の周知方法のところの、（4）その他議長が必要と認める方法ということがさっきの例えばユーチューブでやるとか、そういうことはこれでいいということですかね。

○委員長（植木弘子君） そういったものを含めてこの文言を入れさせていただいております。

○10番（石井 旭君） わかりました。

○委員長（植木弘子君） すみません、実施の第2条のところですが抜けてしまいました。議会報告は予算、決算に関する議案について審議した定例会の終了後という形で、決算だけで予算もここに入ります、すみません抜けてしまいました申し訳ありません。ここの報告内容につきましては基本的に今紙媒体でやっておりました報告内容になるべく沿ったような形で、このような文章になっております。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） 2条と4条の整合性なんですけど、2条において議長が必要と認める時期に実施すると一方で言うておきながら、4条において議会運営委員会で実施するかしないか決定するという事は、議長が決めるのか、議運ではかるのかということが整合性を考え

なければいけないかなと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。確かに2条のほうでは議長が必要と認める時期に実施ということで、4条の場合は議運にはかって実施の可否を決定ということになっておりますが、議長のほうで必要と判断した時期に実施をするということで、そう判断をした上で実際に実施の決定という部分で、議会運営委員会にはかって行くことを決めていくという形での読みとりになるかと思いますが。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） そうすると、2条の前段の中での予算、決算に関する審議した定例会で終了後と議長が認める時期に実施する2つの読み取り方になっちゃうと思うんです、まず。予算、決算が終了したということは、この時点でもう2回年に予算と決算をやるので、2回報告するというふうにとれちゃうと思うんです。そのほかに議長が必要な時期に実施するというと、やんなくちゃいけないのが2回で、議長が随時必要と認めて実施するというのもできるということなので、さっきずっと石井委員からも出ているように、年1回という方向で、最低年1回ということで意見が一致していると思うので、1回以上やる、さらに議長が必要とする場合に実施できるような感じの文言に変えて、開催の実施を決めるのは議長で、開催するかしないかは議長の判断でやっていただいて、実施の時期を決定するというので、4条で議会運営委員会で何月何日にしようかというふうに決めるのが議運というふうにするのすっきりするかなと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。今鈴木委員のほうからご意見がありましたように、確かに年1回基本的にやっていこうとする部分での実施の文言というので。

長津委員。

○5番（長津智之君） 2条の読みは、議会報告は決算に関する議案についてと書いてあるんじゃないの。

○7番（鈴木俊一君） これ予算が抜けちゃったって言って。

○5番（長津智之君） これ抜けてるの。

○7番（鈴木俊一君） 抜けてるんです。

○委員長（植木弘子君） ごめんなさい。

○5番（長津智之君） ほんとに抜けてる。

○委員長（植木弘子君） ごめんなさい訂正です。今事務局のほうで確認していただいたんですけども、守谷市議会の要綱を参考にさせていただいて、守谷のほうは予算が入ってい

なくて。

○5番（長津智之君） 入ってないよ。これ9月議会を終了した後と読み取れるから、決算だから。年に1回になるんだよ。予算を入れちゃうと2回になっちゃう。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。それさっき言ったんですけども、事務局のほうで今訂正で修正の今言っていて、守谷のほうのを参考にしていたので、それを確認しましたらあくまでも決算ということでしたので、そうなると年1回というような形になります。

○5番（長津智之君） だから9月の決算議会が済んでから、議長が時期を実施するかしないかを決めたとき、実施と決定するのは議会全体の問題だから議会運営委員会をはかろうじゃないかという流れでつくったんでしょ。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○10番（石井 旭君） 今聞いて守谷のを使っているからおかしくなっているんですね。平成27年6月の小美玉市議会の実施要綱では、2条は報告会の企画及び運営は議会運営委員会で決定した日に行うとなっているんだよね。守谷の使ったから、小美玉市の今の要綱と比較して一部改正していかないとおかしくなっちゃうよね。全く違うものになっているよこれ。今の小美玉の実施要綱を直してやらないとかみ合わないね。今鈴木さんが言ったから気が付いたけども違うじゃない。

○5番（長津智之君） 守谷は決算でなってるけど。

○10番（石井 旭君） 小美玉市で直していかないとダメだよ。よろしくお願いします。

○委員長（植木弘子君） はい、申し訳ありません。

○10番（石井 旭君） たたき台じゃないでしょ。小美玉市のやつを直してやっついていかないとダメだよ。

○委員長（植木弘子君） 大変失礼いたしました。趣旨または実施につきましては小美玉市のほうのやつできちんと。報告の内容等についてという部分で、もう1回ほんとのたたき台になるような形で。

○10番（石井 旭君） たたき台じゃなくて、文言を改訂しなかったら、たたき台も何もないでしょうよ。

○委員長（植木弘子君） 長島委員。

○12番（長島幸男君） このほかに守谷のやつも関係してるの。そのほかの市のほうも関係してるの。今石井委員が言ったように、大元を小美玉のあれをやってこういうふうにすると

いう形にやらないとおかしいんじゃないの。

○委員長（植木弘子君） 大変失礼いたしました。肝心の趣旨等とかっていうので、小美玉市議会のほうの実施要綱のほうをベースにして、さっき石井委員が言ったように、改めて今現在の実施要綱の部分で比較対象という形で、次回示させていただきたいと思いますので。

長島委員。

○12番（長島幸男君） 前の条例みたいに、小美玉の前のやつは新しいのはこうとやっていただけたら、私らもよくわかるんだよな。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。大変失礼しました。あくまでも本市の実施要綱に則って、たたき台という形でやっていきたいと思いますが、ただ議会報告会というのがなくなったので、このような方向で直していくというので、参考資料として見ていただく、今回は見ていただくような形でご了承いただければと思いますので、よろしく願いいたします。事務局と私も両方肝心な部分気が付かないで申し訳ありませんでした。次回そのような形にさせていただいて、お示しさせていただきたいと思いますので、申し訳ありません。よろしく願いいたします。

では2点目につきましては、以上にさせていただきます。



3. その他

○委員長（植木弘子君） その他につきまして、映像配信についてあげさせていただいておりますが、今後入札が決まりましたので、本会議場で工事がはじまってというようなことになりました。実際の映像配信が始まる時期がまだわからないんですけども、できれば9月議会中に映像配信についての要綱等を他の議会でも映像配信に関する要綱というのがつくられておりますので、また議会活性化の皆さんにお世話になりますが、要綱をつくっていきたいと思っております。9月議会中に議長のほうにお示しできるような形に進めたいと思っておりますので、次回8月のこの議会活性化特別委員会のときに皆さんにもんでいただけるように、そこまでに事務局のほうと、たたき台をこれこそきちんとしたたたき台をつくってタブレットに送らせていただきますので、それを基に次回の委員会のときに、協議をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。次回は議会報告実施要綱の協議と、映像配信についての要綱について皆さんと協議を進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。あと皆さんのほうからその他何かございますでしょうか。

香取委員。

○4番（香取憲一君） 只今の映像配信について、落札者が会議録研究所ということで、かすみがうら、鉾田と同じということで、会議録研究所さんについては、通常これまでの業務においても小美玉市議会で大変お世話になっている会社だというふうに認識しておりまして、昨年同じ話になりますけども、昨年末に我々の会派のほうで、かすみがうら市に動画配信の視察研修に行ったときに、かすみがうら市の実績は10年あって、前もお話はさせていただいたのですが、年数と共にランニングコストが圧縮されて、年々だいぶ費用対効果が非常に高いということを現実目の当たりにはしております。ですので、我々小美玉市議会もいかに低コストでランニングコストも含めて運営していけるかというのは、せっかく会議録研究所さん同じところを落札していただいたので、そこらへんのいいところをモデルにして、なるべく低コストでできるように、随時モニタリングというか、勉強を重ねてやっていければなということで、いいお手本があると思いますので、そこらへんの情報を、令和会は実際視察に行っていてわかっているんですけど、ほかの皆さんも共有をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私のほうからは以上です。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。他にございますか。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） 事務局のほうで落札が決まって、これからのおおまかな映像配信とかの議会のいろいろ工事とか、おおまかな流れというのを大体いつ頃、大体でいいんですけど、目安というか、目途というか、大きな流れがわかれば知りたいのですが。

○委員長（植木弘子君） 事務局のほうからお願いします。

○議会事務局次長（林 美佐君） まだ、業者のほうが決まったばかりで、詳細のほうは決まっていらないのですが、議会は勿論支障のないように、議会の定例会についてのときには、工事は行わないような方向で進めさせていただきますので、勿論ですが9月定例会の終わった合間に、物品等が揃えば工事をしていくような方向で進めていくということでお聞きしております。今半導体の問題がありまして、その部品が全部揃うかどうかというところがなんですが、揃えばすぐに9月の定例会が終わったあと工事等を進めていただく予定で、これがなんとも言えないのですが、年内に工事は終わるように進めさせていただく方向で今準備はしているところで、なんせ工事が決まったばかりですので、そのへんのところが決まっていらないところでございます。すみません。

○7番（鈴木俊一君） わかりました。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。進捗状況については、月1回の議会活性

化のほうで委員会がありますので、わかる状況で報告いただければと思いますので、お願いいたします。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） そうすると、今度映像中継に伴ってのどこまで中継するかしないかというのも、この委員会で決めていかなければならない。例えばこの委員会も中継して、同時中継でやって録画して公開してくのか、この委員会とかでどこまで映像を公開をしていくのかを今度の委員会とかで早めに決めておかなければいけないな、話し合っていかなければいけないなと思ったんですが。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。はじめに先ほど事務局のほうから説明があったように、映像配信につきましては本会議場。

○7番（鈴木俊一君） 本会議場だけ。委員会も中継する議会もあったので。

○委員長（植木弘子君） 今回のシステムの内容につきましては、先ほど事務局からあったように、あくまでも本会議場だけなんです。そのへんしっかりと予算を頑張ってとっていきような形なので、話戻りますけど議会報告もあくまでも本会議場を使ったような形の配信になりますので、それをベースに考えていただくような形になるかなと思いますので、そのへんはご理解いただきたいと思います。ほかありませんか。よろしいですか。

荒川議長。

○議長（荒川一秀君） 局長これ予算に絡むこともあるけど、こういうふうに若手議員さんが前向きになってきているんだから、わたしら年寄はもう老兵は去れということだけでも、予算議会費をあげる方向で、来年は少し企画財政と折衝するべきだな。委員会の様子は写真で出しているんだからね今までだって。だからそれと同じでそれが動画になってくるだけだから。ただ金がかかるというだけだから。金の問題は財政と頑張るやるしかないかなと思うんだよね。次年度の予算には一生懸命頑張ってもらいたいと。

○委員長（植木弘子君） という議長からの要望でありましたので、事務局よろしくお願いたします。あと皆さんのほうからはありますか。よろしいですか。では次回8月の開催の日程につきまして、23日火曜日か24日水曜日の午後からお願いしたいと思いますが、24日午後1時30分からということで、よろしいでしょうか。皆さんご都合大丈夫ですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（植木弘子君） では、8月24日13時30分から次回委員会を開かせていただきます。協議内容は、先ほど言いましたように、約2点を中心に行っていきたいと思っております。

で、よろしく願いいたします。



◎閉会の宣告

○委員長（植木弘子君） では、長時間に渡りましてありがとうございました。以上で議会活性化特別委員会を終了させていただきます。大変お疲れさまでした。

午後2時32分 閉会